

## **求職者の皆様へ**

事業所名 東海愛知経営支援協同組合 無料職業紹介所  
届出番号 (23-特-000007)

### **○取扱職種の範囲等**

- ・職種は全職種
- ・地域は国内及び中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国
- ・職業紹介は、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に限る。
- ・求人者は会員に限る。

### **○手数料に関する事項**

- ・手数料につきましては、一切徴収致しません。

### **○苦情の処理に関する事項**

- ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。

苦情申出先：東海愛知経営支援協同組合 無料職業紹介所

職業紹介責任者：山下親吾

連絡先：0569-63-0064

### **○個人情報の取扱いに関する事項**

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、外国人技能実習事業部の職員の内、山下親吾、山下みどりとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者山下親吾とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者山下親吾とする。

※ 職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

## 致各位求职者

事业机关名称 东海爱知经营支援协同组合 免费职业介绍所  
经营许可证号 (23-特-000007)

### ○涉及工种的范围等

- ・职种为全职种
- ・地区为日本国内及中华人民共和国, 越南社会主义共和国, 印度尼西亚共和国
- ・本职业介绍仅限于以出入境管理法和难民认定法为基础的外国人技能实习。
- ・招聘企业仅限于本組合員。

### ○有关手续费事项

- ・不征收任何手续费。

### ○有关意见处理事项

- ・本組合对于求职者和招聘企业的投诉意见满怀诚意, 认真对应。

投诉意见联络机关：东海爱知经营支援协同组合 免费职业介绍所

职业介绍负责人：山下親吾

联系方式：0569-63-0064

### ○关于个人信息事项

本事业所的「个人信息公正管理规约」规定如下。

第1条 在个人信息管理事业所职员的范围内以总务科职员山下親吾、山下みどり为主。个人信息管理负责人为职业介绍负责人山下親吾。

第2条 职业介绍负责人以个人信息管理第一条所记载为准, 对本单位管理个人信息的事业所职员一年一次进行教育和指导。而且, 职业介绍负责人至少5年参加1次职业介绍负责人讲习会接受讲习。

第3条 当本人提出查看他本人的个人信息时, 个人信息管理者应根据其要求, 提供与本人资格, 职业经验等客观事实相符的个人信息, 不得迟延。并且, 基于客观事实等要求进行订正(包含删除。下同)时, 如该请求与客观事实相符, 应立即订正不得迟延。再者, 关于个人信息的查看和订正, 职业介绍责任者应努力做到让求职者知情。

第4条 关于求职者的个人信息, 当当事人对于该信息提出不满意见时, 投诉意见处理担当应诚意妥善处理。有关个人信息的投诉意见处理担当为职业介绍负责人山下親吾。

※ 职业安定法第32条的13, 同法施行规则第24条的5 明确表明了相关职种等的范围。